

7 製造所等の危険物配管に係る規制要領

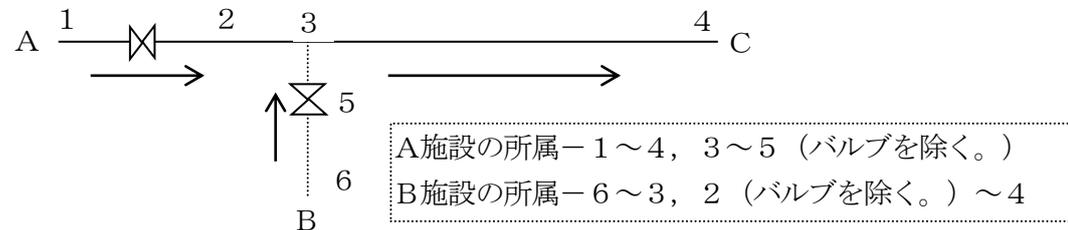
2以上の製造所等の相互間又は、製造所等と他の施設が配管で連結されている場合の危険物配管の附属範囲及び申請手続きは、次によるものとする。

1 区分の方法

(1) 原則

- ア 連絡配管は送り出し側の施設に所属させることを基本とする。
- イ 複数の施設が共用する配管については、単独の施設に所属させるための区分け規制はしないものとし、すべての共用施設に所属させること。
- ウ 合流配管であって、当該合流配管が他施設に所属する場合は、分岐後の第一バルブまでを当該施設の所属とする。

(例)



(2) 施設の種別ごとの区分の方法 (移送取扱所を除く。)

送り出し側の施設に所属する配管の範囲は、受け入れ側の施設の種別ごとに、次に掲げるところによること。

ア 製造所，一般取扱所，屋内タンク貯蔵所，給油取扱所

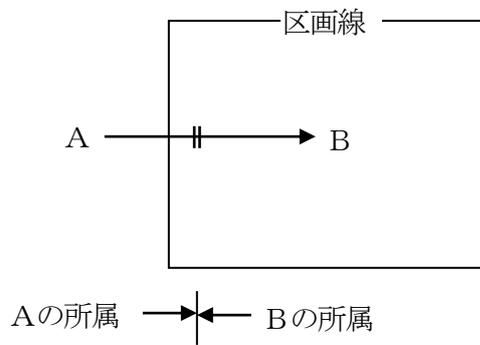
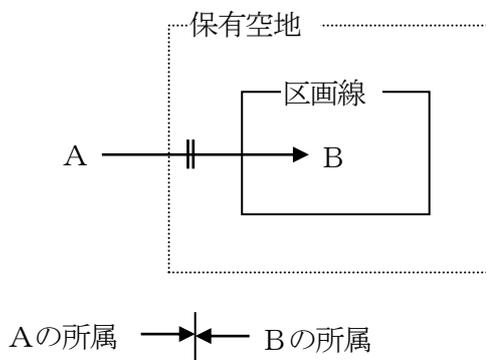
(ア) 受け入れ側の施設の保有空地へ入った直後のバルブ又はフランジ (以下「第一バルブ等」という。) 手前まで。

(イ) 受け入れ側の施設が保有空地を要しない場合は、区画内の第一バルブ等の手前まで、ただし、当該配管が区画線において壁体等を貫通する場合は、貫通部外面までとする。

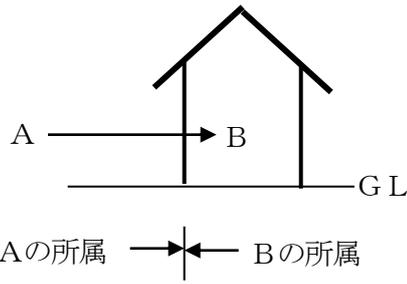
(ウ) 埋設配管であって、当該配管が受け入れ施設の保有空地線 (保有空地を要しない施設にあつては区画線。以下「保有空地線等」という。) を埋設状態で通過する場合は、当該保有空地線等までとする。

(例) (ア) の例

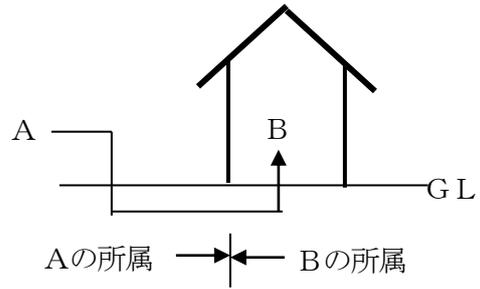
(イ) の例



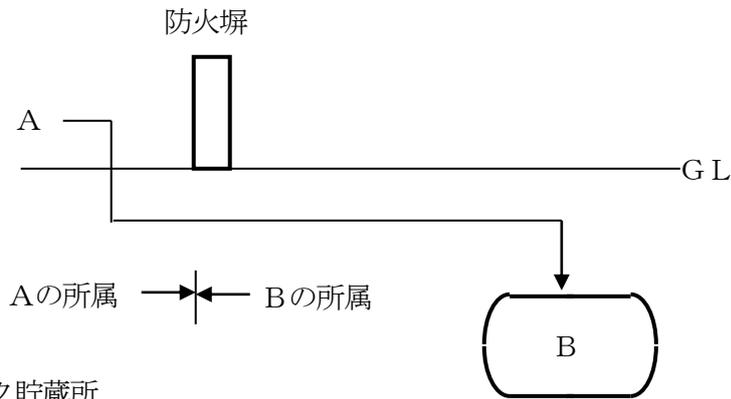
(イ) の例 (壁体等を貫通する場合)



(ウ) の例



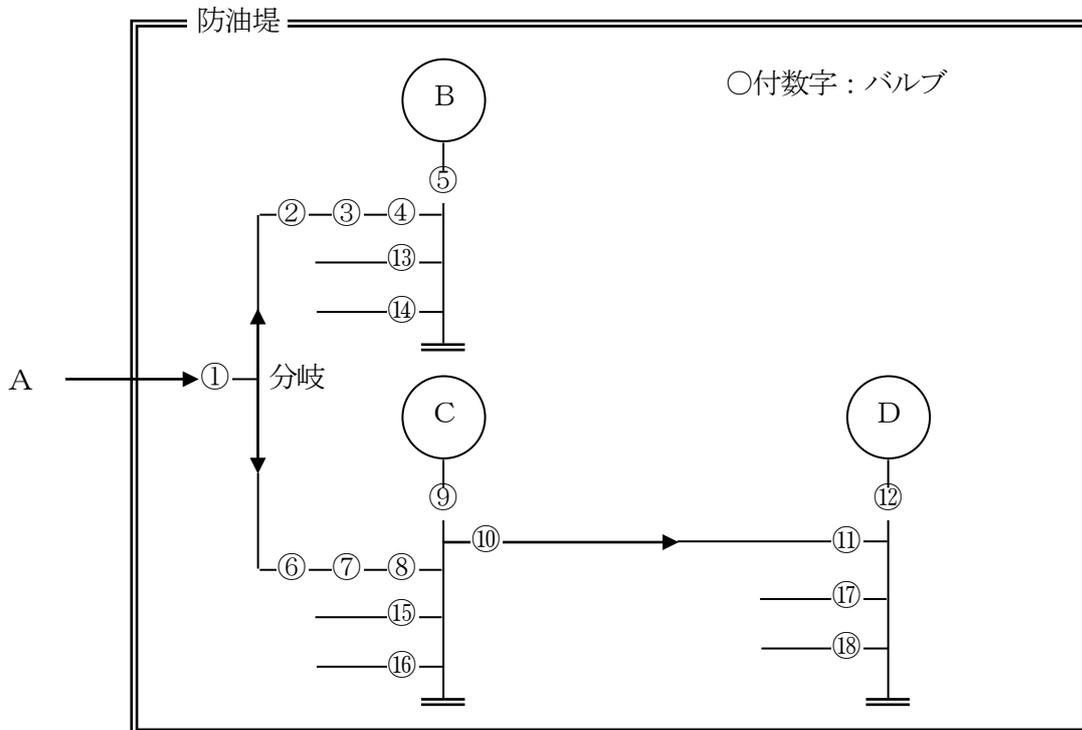
(ウ) の例



イ 屋外タンク貯蔵所

原則として、タンクの元バルブ手前までとする。

なお、受け入れ配管が、当該タンク専用の配管である部分にタンク元バルブ以外のバルブを設ける場合（当該タンクの防油堤内に設けるものに限る。）にあつては、当該バルブまでとして差し支えない。



※ 1

分岐からタンク B の配管は専用配管であるため、A の配管範囲は、バルブ②、③、

④又は⑤のいずれかのバルブまでとすることができる。

なお、バルブ⑤までとする場合は、⑤バルブはタンク元バルブであるため、当該バルブは配管範囲に含まない。

※ 2

AからタンクC、タンクDへ送油することを目的に配管が敷設されている場合は、分岐からタンクCへの配管は、タンクDへの配管との兼用であり、タンクCの専用配管とはみなさない。

また、バルブ⑩の下流は、※1の場合と同様に専用配管である。

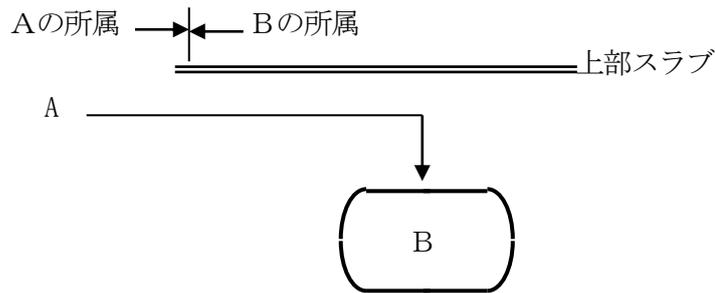
したがって、Aの配管範囲は、分岐からバルブ⑨の手前まで及びバルブ⑩（又は、バルブ⑪、バルブ⑫のいずれか、※1の例による。）までとなる。

なお、バルブ⑫までとする場合は、⑫バルブはタンク元バルブであるため、当該バルブは配管範囲に含まない。

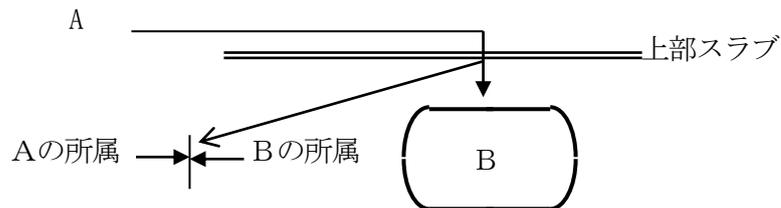
ウ 地下タンク貯蔵所

タンクの前バルブ手前までとする。ただし、地下タンクへの受け入れ配管がタンク上部のスラブ下部に埋設されている場合は、当該スラブの端までとし、スラブを貫通する場合にあっては貫通部外面までとする。

(例) 地下タンクの例 (スラブ下部に埋設する場合)



地下タンクの例 (スラブを貫通する場合)



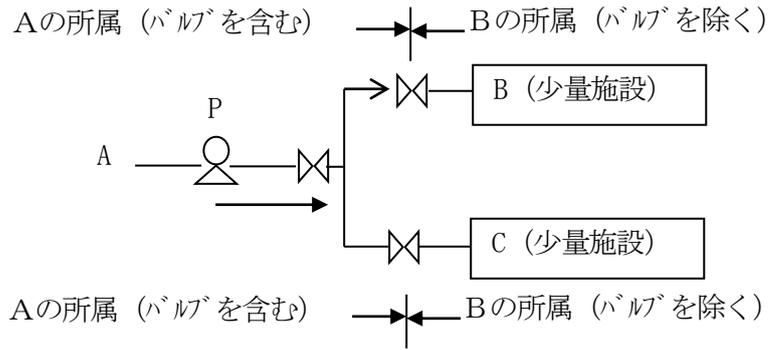
エ 指定数量未満の施設

(ア) 一日に指定数量以上の危険物が通過する配管及びポンプ設備等については、分岐後指定数量未満の通過量となるバルブまでを送り出し側の所属とする。

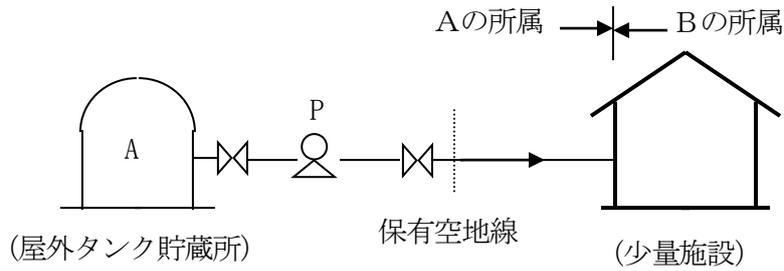
(イ) 一日に指定数量未満の危険物が通過する配管及びポンプ設備等については、受け入れ側の施設の形態ごとに前記ア又はイの例に準ずること。

(ウ) 製造所等からの送り先が少量未満の施設である場合は、配管についてのみ当該製造所等の所属とする。

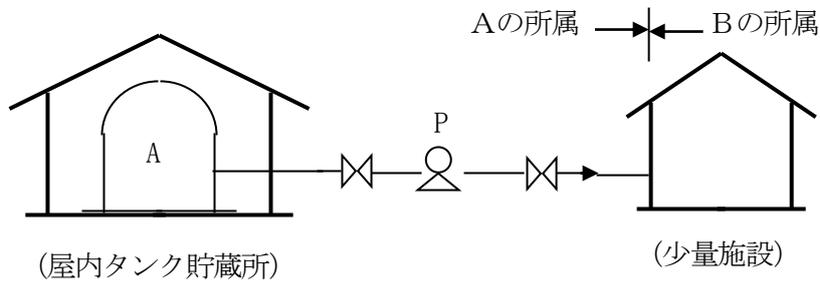
(例) (ア) の例



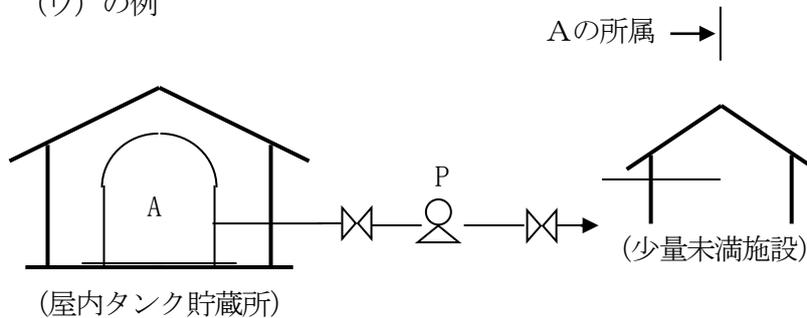
(イ) の例



(イ) の例



(ウ) の例



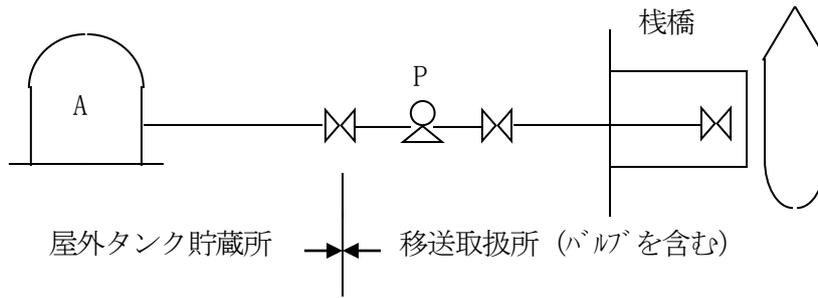
(3) 移送取扱所の規制範囲

ア 起点の設定

(ア) ポンプ設備を使用して圧送する場合

ポンプ設備の吸込側元バルブからとする。

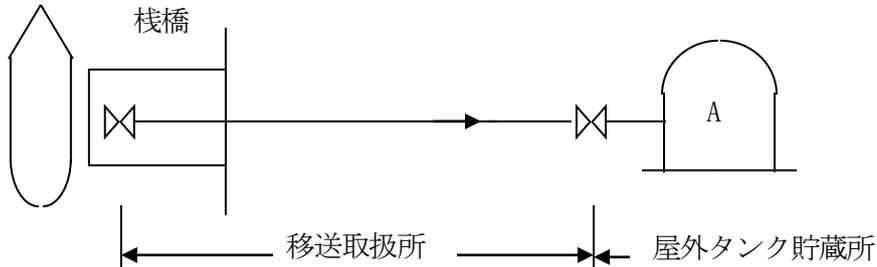
(例) (ア) の例



(イ) 船舶から受け入れる場合

埠頭又は栈橋等に設けられた受け入れノズルの先端からとする。

(



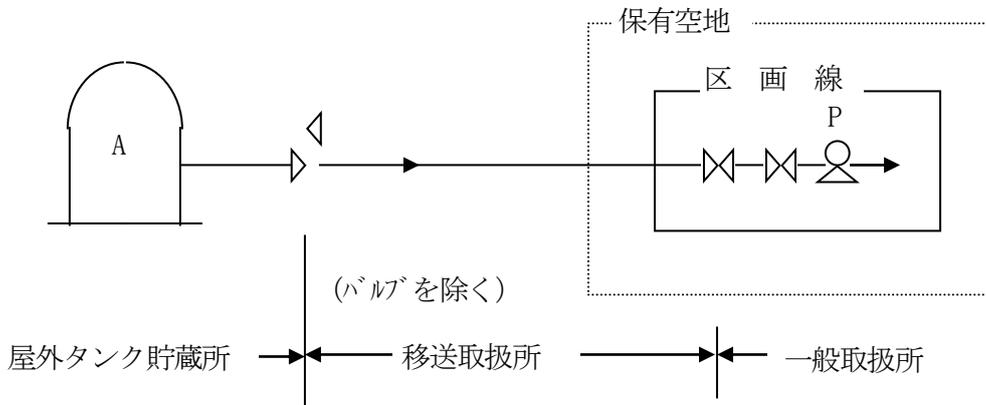
注:配管範囲の詳細は上記 (2) イの例によること。

(ウ) 製造所、一般取扱所又は屋外タンク貯蔵所から、移送先のポンプ設備の吸引等により移送する場合

製造所、一般取扱所にあつては当該施設の末端バルブ下流からとし、屋外タンク貯蔵所にあつては当該タンクの元バルブ下流からとする。

(例) A 事業所

B 事業所



イ 終点の設定

(ア) 屋外タンク貯蔵所に受け入れる場合

(2) イによること。

(2) イのなお書きを適用しタンク元バルブ以外のバルブを終点とする場合は、当該バルブを緊急遮断弁として扱うこと。

(イ) 船舶に荷積みする場合

埠頭又は栈橋等に設けられたローディングアーム等出荷設備の先端までとする。

(ウ) 製造所，一般取扱所に受け入れる場合

(2) ア (ア) 又は (イ) によること。この場合，「第一バルブ等」は「第一バルブ」と読み替えるものであること。

2 設置又は変更工事に伴う手続きの方法

(1) 配管の設置又は変更に伴う手続きは，執務資料編 6 「製造所等における変更工事の取扱い」によること。

(2) 上記 (1) の場合，共通部分のみの変更については，許可申請に伴う手数料が最大となる施設について許可対象とし，他の共用施設については資料提出で足りるものとする。

(3) 移送取扱所の配管が共用配管に含まれる場合は，移送取扱所について許可対象とするほか，他の共用施設については上記 (2) によること。

この場合，複数の移送取扱所が共用する場合にあっては，最大常用圧力が最も大なる施設について許可対象とし，他は資料提出で足りるものであること。